

# 経 済 産 業 省

20231031保局第1号  
令和5年11月2日

発電事業者各位

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

## 2023年度冬季の電力高需要期における電気設備の保安管理の徹底について

2023年度冬季の電力需給の見通しについては、10年に一度の厳しい寒さを想定した場合でも、安定供給に最低限必要な予備率である3%を上回る見通しとなっていますが、想定外の需要増加や設備トラブルの発生、海外情勢等によっては、電力需給の状況が厳しくなるおそれがあります。

こうした状況を踏まえ、経済産業省は、総合資源エネルギー調査会での議論を経て<sup>1</sup>、10月31日に冬季の電力需給対策を決定いたしました。

発電事業者各位におかれましては、日頃より電気設備の保安と安定供給の確保に努めていただいているところですが、冬季の電力需要期及び雪害期を迎えるに当たり、火力発電設備や再生可能エネルギー発電設備を中心に巡視・点検の強化等により、電気設備の事故防止に万全を期すとともに、万が一の事故発生時にも早期復旧が可能となるよう事前対策の徹底を求めます。

加えて、事前の防災態勢の整備の他、類似の事故防止のため、事故発生後の迅速な情報発信（事故概要・復旧見通しを含む。）についても徹底することを求めます。

---

<sup>1</sup> 第66回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス基本政策小委員会（2023年10月31日開催）  
[https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku\\_gas/denryoku\\_gas/066.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/066.html)